

蟹江町議会民生教育常任委員会会議録

招集日時	令和８年３月５日（木）午後１時３０分			
招集場所	蟹江町役場　３階　協議会室			
出席委員	委員長	山　岸　美登利	副委員長	板　倉　浩　幸
	委員	武　藤　くるみ	委員	志　治　市　義
	委員	飯　田　雅　広	委員	水　野　智　見
	委員	富　田　さとみ		
欠席委員	な　し			
紹介議員	板　倉　浩　幸			
委員外議員		多　田　陽　子		安　藤　洋　一
会議事件 説明のため出席した者	町　　長	横　江　淳　一	副町長	加　藤　正　人
	民生部長	不　破　生　美	介護福祉課長	松　井　智恵子
	こ　ど　も 福祉課長	飯　田　陽　亮		
職務のため出席した者	議　　長	伊　藤　俊　一	議事会長 事務局長	萩　野　み　代
	書　　記	荒　木　慎　介	主　　事	大河内　里　帆
付託事件	請願第１号	学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書		
	議案第７号	蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について		
	議案第８号	蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について		
	議案第１１号	蟹江町介護保険条例の一部改正について		

○委員長 山岸美登利君

皆さん、こんにちは。

民生教育常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力お願いをいたします。

本日、お一人の方から傍聴の申入れがありましたので、委員会条例第17条第1項の規定により、これを許可いたしました。

また、本日委員外議員といたしまして、安藤議員、多田議員が傍聴に来ておられます。

定足数に達しておりますので、ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、こんにちは。

民生教育常任委員会の開催の前に、一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

見てのとりのピーカンの天気ではありますが、花粉が相当舞っているようでありまして、先ほど私も昼以降ちょっと公園ぐるっと1周したら、しなきゃよかったんですけども、鼻水ともう涙が出そうで、今、副町長も多分同じ状況だと思います。これから、三寒四温が続きながら、こういう天候に移っていくのかなとこんなことを感じます。

今、委員長さんからございましたように、常任委員会に付託された案件、議案が3つと、あと請願が1件ということでございます。

非常に重要な案件ばかりでございますので、どうぞしっかりとご審議のほどよろしく願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされますようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。

付託案件の審査順序についてでございます。

配付した次第に記されておりますように、最初に、民生部に関する案件、議案第7号、議案第8号及び議案第11号の審査を行い、次に、請願第1号の審査を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

初めに、議案第7号「蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

改めまして、こんにちは。

民生部から3件、今日提案してございますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第7号でございます。

当条例は、令和8年度から開始いたします、こども誰でも通園制度の給付対象施設であることを確認する際の基準を定めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございます。

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○副委員長 板倉浩幸君

それでは最初の蟹江町特定乳児等通園支援事業です。先ほど、部長のほうからも説明があったとおり、こども誰でも通園制度、全員協議会でも若干お話があったと思いますが、基本的にこの制度が4月1日から、もう開始するということで、基準が一部抜粋して定めるものがありますよね、これについて、これ、多分国の基準だと思いますけど、ほぼこれどおりこの基準を用いてやっていくということによろしいのか、まずお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいまの板倉委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど委員言われたように、国の基準どおり蟹江町の条例としても基準のほうを定めていく形となっております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

そうすると、この利用定員に関する基準から面談、面談は全協でもちょっとお話をして、最初から受け入れるんじゃないかと、面談をしてだめな人がいるかどうかは、ちょっと分からないけど、そのときに1時間当たりは300円って言ってた、300円でしたよね。利用定員数というのは、これ、まず1時間当たりの多分何人まで受け入れるかっていうことかな、ちょっとそれが分かりましたらお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、1時間当たり利用定員、保育所につきましても配置基準に沿って、保育士1人で見れる子供の数というのがありますので、それに基づいて、こども誰でも通園制度でも利用定員、保育士に対する見れる子供の数というのを定めていくような形になります。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

今、具体的に何人ということはまだ決まっていないのかという確認と、特に生後6か月からだったっけ、から2歳まで、一番保育士が今の基準、ゼロ・2歳児だと何人に1人だったっけ、ちょっと思い出せないけど、があるんだけど、それと同じような基準でいくんですか、今ある現状の基準と。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、今ゼロ歳児ですと3対1という配置基準がありますので、蟹江町のこども誰でも通園制度、蟹江保育所でやっていくに当たっては、今のところ1時間当たり5人、ゼロ歳児でも3対1で考えますと、今保育士2人体制でやる予定をしておりますので、5人までということで予定をしております。ただ、始めてみてですね、特に最初に関しては、多少の混乱があると思いますので、そこはある程度制限するというような場合もあるかと思います。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

多分ね、始まって利用する側もね、多分分かんないと思うし、その辺の現状、代表質問でもちょっと触れているんですけど、その辺でまたお願いしたいし、これが本当によりいい方向に保育の需要を高める面では、またゼロ・2歳児専用の保育所もつくっていくということです、いいと思うんだけど、最後に全協のときにも聞いた一時保育との違いが本当に分かんなくて、同じような感じ、答弁あったんだけど、保護者主体にするのか、乳児主体にしていくのかということは言ってたんだけど、まず一時保育も今後続けながら、誰でも通園制度もやっていくことですよ、1つ、こども誰でも通園制度って、町外また県外でも利用できるって聞いたんですけど、その辺の確認をさせてください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、全国どこでも、こども誰でも通園制度は利用できるんですが、市町村の裁量によって、例えば町内の利用者を優先的にというようなこともできます。今その辺の設定のほうをちょうど考えている最中なんですけれども、例えば申込みの時期を町内の方をまず優先的に受け入れた上で、その辺の申込み開始時期をちょっとずらす、遅らせる、町外の利用の方については遅らせる、そういうようなことができるようになっておりますので、そのところも時間僅かなんですが、考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

まだ、そこまでは具体的に、大体決めてはいるんだと思うけど、もう4月から始まっちゃうよね、今、まず町内の方を優先してタイムラグつければ、それでもまだ預かれるよ、ってなれば最後のほうで受入れを可能に、町外でも受入れ可能にしていくという方向、まず町内を優先するということでもいいですね。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号「蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第8号「蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

議案第8号でございます。当条例のほうは、犯罪被害者やそのご家族等に寄り添いながら、必要な支援の充実を図ることで、町民が安心して暮らせる地域社会実現に寄与するための制定でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 飯田雅広君

第1条のところにある2行目の「町、町民及び事業者の責務を明らかにすることともに」という事業者というのは、多分第6条のところを見ると、勤務先のことだろうなと思うんですけど、そういうことでいいですか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今の飯田委員の質問にお答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおり主に勤務先ですね、犯罪被害者の方が心身に影響を受けることに

よって通院などが必要になったりだとか、捜査や裁判手続などでお休みしたいといったときに配慮してくださいというものでございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

事業者の責務とあるんですけど、つまり努力義務ということで、しょうがないですよ、強制はできないので努力義務になってるんですよ、しょうがないですよ、分かりました。

第7条のところなんですけれども、第7条第2項のところで「窓口を設置するものとする」とあるんですけど、窓口はどこに、どこの課窓口になる予定になっていますか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

窓口につきましては、介護福祉課のほうで窓口とさせていただきますのでお願いいたします。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

介護福祉課ですか。何で、どういう、何でだろうと思ったんですけど。

○介護福祉課長 松井智恵子君

この条例を介護福祉課のほうで制定をさせていただいていますし、あと今回ですね、先般の全協のほうでもお話させていただきましたとおり、重層的支援体制整備事業を8年度から行うんですけれども、そちらの相談を活用しながら、犯罪被害者等の支援も一体的に行っていく予定でありますので、まずは、最初の窓口は介護福祉課のほうになってございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

重層も基本的にそのいろんなところに絡むんですけれども、基本的には介護福祉課が重層も、何と言うですかね、メインというか、その何と言うんですかね、介護福祉課があれしてやっていくので、そこにこれもくっついてみたい、そんなイメージですか。結構介護福祉課、大変業務が増えてくるんじゃないかなと思うんですけど、大丈夫ですか。

○民生部長 不破生美君

ありがとうございます、ご心配いただきまして。実は介護福祉課、今年から住民課にもとまでございました社会福祉係が移管してまいりましてから、従来の高齢福祉課部門、高齢部門と地域福祉部門がくっつきまして、かなり大変は大変でございます。ただし、そういったところをいろいろな関係機関と連携しながら、ご協力もいただきながら、また、今回全員協議会のほうでもご説明させていただきましたけれども、C SWを1人増員させていただいて2人体制でやる、いろんなところと連携して、すぐにはしっかりしたものはできないと思うんですけれども、徐々にいい形になっていけばいいなと思っております。その中の1つとして、犯罪被害者の支援といいますか、そういったものも取り組んでいこうということで、新たに

始めさせていただくものでございます。ちょっと何か不備といいますか、人数的に限られた職員でございますので、先生方にも何かちょっとご不満な点があることもあるかもしれませんが、精いっぱい頑張って民生部、力を合わせてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○委員 飯田雅広君

そうすると、介護福祉課も大変だと思いますので、ワーク・ライフ・バランスに気をつけて業務に当たってください。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

○委員 水野智見君

すみません、相談とか何かのスペースの場所とか、そういうのというのは、決めてみえるとは思いますがあるのかなと思って。あとは、それと今までこういったことの相談を住民課が増えていたかもしれないですけど、どういう形で今まであったのかなということも含めてお願いします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今、2点ご質問いただきました。相談場所につきましては、本当にあんまり充実はしてなくてですね、受付の裏だとか介護福祉課の前をご利用させていただいておりますけれども、こういった込み入ったお話になりますと、個室のほうがいいと思いますので会議室など、あらかじめお取りしまして、ご相談を受けたいと思っております。

2つ目ですけども、今まで犯罪被害者の支援へのご相談というのは1件もない状態ですので、また今後あればですね、県のほうに今年度7年度から、犯罪被害者等支援コーディネーターという方を1名配置させていますので、そちらの方の支援もいただきながら、住民の支援に当たりたいと思っております。

以上でございます。

○委員 水野智見君

なかなか場所がどうなのかなと思って。要は犯罪被害者云々の相談ってなってくると、加害者もいるもんだから、その辺のことは役場のほうで、特に蟹江町の場合、スペース的にいろんな課題があるもんだから、どういうふうにされるのかなというのは、これは町長、副町長も含めたところで、ちょっと場所は考えてもらったほうがいいのかなと思いますけど。

○委員長 山岸美登利君

よろしいですか。

○副委員長 板倉浩幸君

本当、今、水野委員が言うとおりの、相談は介護福祉課ということで、実際に第12条でも、

個人情報適切に管理することってなっているんだよね。特にこの問題については、今、水野委員が言ったように、犯罪者のほうもいる可能性もあるんだから、本当に部屋の確保、相談窓口の、ここでどこでやれるというのは限られてくると思うんだけど、ちょっとその辺は本当真剣に考えてもらったほうがいいのかな。今のままだと介護福祉課の前でやるというのは、誰でも聞こえちゃうと思うし、ちょっと場所をね、本当考えていただきたいなと思います。ちょっと、それは要望として。

これ本当、制定内容として特に第4条から、今、言った個人情報から支援を第13条まで「町は、町は、町は、」って、みんななっているんですよ。特に最初の「犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し実施すること」ってなってますよね。今現状というのは、この支援に必要な施策の策定というのは進んできているのか、これからまず条例をつくって、これから制定していくのか、その確認をさせてください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今おっしゃっていただきました第4条に掲げております町の施策については、今後考えていくものでございますのでご理解ください。

今は取りあえず条例を定めさせていただきます。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

これから、本当どんな施策が想定されるのかを、ちょっとよく分からないんだけど、これからつくっていくということで、なおかつ、つくっただけじゃなくて実施していくことだよ。あと、ほかに第8条でも経済的負担の軽減を図る支援、広報啓発はやれると思うんですけど、人材育成等もずっと町がやること、実施すること、支援含めてありますけど、現状はもう4月1日からスタートして、まず全部が全部はできないと思うんだけど、できそうなものはあるんですか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

この4月1日から条例を施行しまして、まず取り組むものとしたしましては、この第8条の経済的負担の軽減というところがございます。これは犯罪被害者等の支援金の給付要綱というものを定めまして、予算を認めていただければ8年度からをスタートさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

今、第8条が予算、まだ予算がされてないからということだけど、経済的負担の軽減ってあるんだけど、これどんなもの、今言ってくれたと思うんだけど、ちょっと内容がよく、どういうことが経済的負担にできるのかなと思うんですけど、お願いします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

具体的には、それぞれ犯罪の被害の度合いによって定めておりまして、遺族支援金として30万円、重傷病支援金として10万円、精神療養支援金として2万5,000円を支給するというようなことを考えております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

被害者になって、ちょっと病気になったり鬱状態になったりして、そのときに経済的負担でちょっと支援をして、今言った金額ぐらいを出して応援していくということですね。じゃもう大体決めているんだね、その金額等含めた額も、初めて聞いたけど。

以上でいいです。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

○委員 富田さとみ君

すみません、よく分からないのでちょっと聞かせてください。

第13条の「支援を行わないことができる場合」とありますけれども、社会通念上適切でないと認められたときとか、というのはどういった場合なのか、ちょっともしかして具体的なことがあれば教えていただきたいと思います。

○介護福祉課長 松井智恵子君

社会通念上というところの前に、ちょっと記載がございますけれども、犯罪被害者等がこの犯罪を誘発したとき、何かその犯罪が起こる根拠になるようなことがあったときには支援しないよということに、はい。

以上です。

○委員 富田さとみ君

その判断というのはどういったことで判断をされるのでしょうか。

○民生部長 不破生美君

ちょっとそのところですね、なかなか難しいところではあると思うんですけれども、すみません、もともと愛知県のほうに同じような趣旨で、愛知県の犯罪被害者等見舞金制度というのが、もう既に実施されております。うちのほうの先ほど申し上げました、例えば見舞金が10万円ですとか、そのところも愛知県が、実はその例えば見舞金であれば20万で、亡くなられたときは60万とか、いろいろ3段階、先ほどの言ったものの、要は2倍が愛知県のほうであるんですね、その半分を町で大体考えているんですけれども、なので愛知県のほうで受けられないよ、当然そういった方については、愛知県のものと町のものと、という形で併用になってくるかと思っておりますので、もし愛知県のほうで通らないよという形になった場

合には、町のほうもちょっと一度審査のほうをさせていただいて、どういった理由で通らなかったのかとか、そういったところのほうを精査させていただいて、判断をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員 富田さとみ君

ありがとうございます。

では、被害者が申請をするんでしょうか、そういった形での支援になるんでしょうか、教えてください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

先ほど申しあげました県の支援のコーディネーターさんがいらっしゃいますので、そちらのほうで、一括で取りまとめて申請できるかどうかのことも、ご助言いただけるかと思えます。

○委員 富田さとみ君

そうではなくて、被害に遭われた人というか、その周りの人たちがそれに対して申請をするのか、町が見て判断をするのかということを伺いました。

○民生部長 不破生美君

やはり、いろいろと個人情報のこともありますので、どの方が被害者なのか逆に加害者なのかとかね、そういったこと私たち知る由がないところがございますので、申請をいただいてという形になりますので、こちらから申請どうぞという形にはなっていないかと思えます。

○委員 富田さとみ君

申請があってからということですか。

○民生部長 不破生美君

そうですね、申請があってから、こちらのほうで審査させていただくことになります。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第11号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

議案第11号でございます。当条例は介護保険制度の健全な運営を目的としたものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございます。では直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長 板倉浩幸君

3日の初日でも、これによつての影響額を聞かせてもらって、実際には何人の方が対象になるかというのが把握しづらいと。特にまた申告で若干変わってくるだろうし、大体国が示すのでは1%ぐらいじゃないかということで、大体650万円ぐらい影響額が出るんじゃないかということでした。これ今第9期の2年が終わろうとしている段階で、第9期の最後の令和8年度に限りということですのでよろしいですか、確認させてください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいま委員がおっしゃったとおり、この改正につきましては、令和8年度に限り有効になるものでございます。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

第9期の中で、これやっちゃうと本当650万円減っちゃったら、介護保険料が減っちゃうということがあると思うので適用というか、今回は令和8年度に限りということで、要は介護の第1号被保険者ですよね、65歳からの第1号になって払っていく、僕もあと4年でなるけど、それはいいとして、あと65歳になると年金だけの所得の方もいるし、多少働いて給与もらいながら払っていく方もいると思うんですけど、給与法の改正で特に書いてあるとおり、190万円未満の方が対象になってくるということだよね、給与所得で。そこで55万円が65万円になったということで、介護だと介護保険料の徴収だと、その人だけじゃなくて、世帯全体の所得ですよね、その辺が例えば夫婦2人で見たときに、1人の方が65歳になって第1号被保険者になって、もう一人の方がまだ働いていて、そこまで給与がないとしてもね、あった場合にこれっていうのは世帯で全体で考えると、本人はもっと低い段階の人なんだけど、連れ合いが高いと、こういう現象が起きちゃうんですよね、そういうことですよ、介護って。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今、板倉委員がおっしゃったとおり、介護保険料のこの段階の決め方というのは、本人の所得及びその同じ世帯の方が課税か非課税かどうかで判定されるものでございます。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

そうだから、結構世帯分離する人が出てきているんだよね、現状は。それはちょっと置いて、そうすると最後だけ第10期に関しては、これを適用していくから保険料の設定というのは、やっぱり影響してくる。第9期は頑張って100円引き下げたんだけど基準額で。その辺というのは、まだもう一年残っているから全体的に基金がどれだけ残ってというのがあると思うけど、その辺は微妙なところが出てくるのですか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今、委員からご質問がありました第10期、次の令和9年度からの介護保険料につきましては、所得の考え方につきましては今の税制で行いますし、考え方としましては、給付費の見込みから保険料を算出しますので、そういうやり方については特に変わりはないと思っております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

その辺で保険料、また給付費を計算しながら最終的にどうなるかということだね、第10期は。基金がまだ積み増しできるんだったら、また下げれるかもしれないし、足りないようだったらお願いするしかないということですね。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今、板倉委員がおっしゃったとおりでございます。

以上でございます。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次は、請願第1号の審査となりますので、恐れ入りますが理事者はご退席のほうをお願いいたします。

ただいまより、請願者から請願第1号についての趣旨説明を聞くことになっておりますので、委員の皆さんは会議室1に移動をお願いをいたします。

傍聴者の方は、委員会再開までしばらくお待ちいただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩といたします。

(理事者、退席)

(午後2時05分)

○委員長 山岸美登利君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

○委員長 山岸美登利君

請願第1号「学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書」を議題といたします。

本日は、紹介議員といたしまして、板倉議員に着席をいただいております。請願趣旨等について、紹介議員の板倉議員より説明をお願いをいたします。

○紹介議員 板倉浩幸君

先ほど請願者である井上さんから熱い訴えを本当にね、していただきました。最初に、ちょっと訂正というわけじゃないんですけど、6ページの最後のほうで、「ついては」から始まりまして、最後の行の「令和8年度予算において」とうたってあるんですけど、これは別に令和8年度予算、今議会で提案されていますけど、ここの部分を削除してください。令和8年に限ったことじゃなくて、これからということで削除をお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

板倉議員、ごめんなさい。削除のほうはもうできない、できません。

○紹介議員 板倉浩幸君

できないの。

○議会事務局長 萩野み代君

恐れ入ります。本案件につきまして、請願第1号ということで、議案として上程させていただいておりますので、もはやこの請願の内容について修正、審査、進めていくということは難しいこととなりますので、大変恐縮ですがよろしくお願いいたします。

○紹介議員 板倉浩幸君

すみません、ということで今回この令和8年度、今申し上げたとおり、当初令和8年度予算に盛り込んでくれということで、いろいろ話をもらっていて、令和8年度じゃなくてもいい

いんじゃないかと、引き続き学校司書を要望するという事で、一応削除できないということです、そういう意味での、と思ってください。今回請願の趣旨としては、いろいろちょっと長い文章を作ってくださいました。

僕からあえて言うのは、小学校、当初ね、最初の趣旨のところに教育課のほうから体育館の空調設備を今年度優先したから、ちょっとできないよということがメールで来ました。その体育館の空調設備について、ちょうど12月議会でも小学校の体育館の空調設備の補正予算が上がりました。その中身についてなんですけど、そのときの議会でもいろいろやり取りはあったんですけど、もう少し詳しく最初にその部分だけ触れさせていただきます。

今回この中学校が一昨年度、小学校が来年工事をしていくということで、これは緊急防災減災事業債というので活用しました。これが内容は事業費の100%が起債の対象、工事費がみんな借金できるよ、それで返していかないといけないんですけど、元利償還金ということで、その100%の事業費のうち70%が次年度に地方交付税として入ってきます。地方交付税のさっきも町長とも、これがこのお金ですって地方交付税、今回の請願にもありますように学校司書の予算が九百幾らついていていうことの交付税と同じ中身ですので、分からないんですけど、一応そういうことで70%国から交付税で戻ってくるということで、当初これが令和7年度の国の予算でしたけど、それで12月に急いで蟹江町もこの緊急防災減災事業債で活用したんですけど、今現在また延長されていますので、泡食ってやらなくてもいいというのはあるかもしれませんが、その辺を承知してください。

今回、それが理由だという、教育のほうで、まず、第一優先としてこの空調設備を優先したから、ちょっと学校司書については、またちょっと見送らせてもらったという回答でしたけど、決してこれをやらないといけないから空調設備のほうが優先、優先というのは分かるんですけど、趣旨の中にも書いてあるとおり、それもやってこれもやりながら、学校司書の配置もできたんじゃないのかなと。特に交付税措置がもう既に毎年のように九百二十何万入ってくるんだから、ぜひ活用して学校司書の配置をしてくださいということです。いろいろ学校司書と図書館司書の違いが何だとか、いろいろありますけれども、今現在蟹江町は趣旨の中に蟹江町子ども読書活動推進計画、ちょうどこれ令和6年度で第1回目の第1期というのかな、7校全てに置くようにこの計画ではなっていました、蟹江町でも。それができないということになって、令和7年度にちょっと縮小して、決して配置についてはやっていかないといけないことは蟹江町も分かっているんで、配置については7校じゃなくて、随時増やしていくという計画に変わっております。その計画が減らしたということなんですけど、一遍にはできないから、徐々にしていきたいということが計画にはできていますので、そういうことで徐々に増やしていくことをもっとスピーディーにやってほしいなと。いきなり全校に7校全てに置くのではなく、請願の趣旨の中にもあるように巡回型、巡回のことも複数名の巡回も要望していますので、そういうことも含めて取り入れてほしいなということ

であります。

全国的に学校司書、学校図書館法にもあるように、全ての学校に図書館は置く必要があるということになっていて、司書についても、文部科学省の今年度の調査でも公立小学校で72%、公立中学校で71.4%、もう既に配置がされております。

愛知県はどうだということで調べてみると、愛知県が若干遅れていて、でも小学校で53%、中学校で48%ということで、ほぼ半分ぐらいの学校で学校司書がもう既に配置をされております。そういう意味で、蟹江町でも早急に学校司書の配置をしながら、本来の目的である学校図書館の活用を推進しながら、もう一つの問題として、心の居場所ということもうたっています。そのようなことで、もっと気軽に図書館を利用できるような体制づくり、そのためには、やっぱり司書を置きながら、確かに図書館が本当に今必要なものなのかということで、本を読まないというのはあるかもしれませんが、原点に返って活字を読んで教育を深める、そのためにも蟹江町でも立派な公共の図書館ありますし、そことの連携も含めて、学校図書館の図書館の在り方を前に進めていってほしいなというところです。

委員の中には2人が元教員の方もいらっしゃいますので、その辺はどのように考えているのかというと、ちょっと話してもらえるといいかなと思いますし、一応そのような予定で請願に趣旨賛同をお願いしたいと思います。

すみません、長くなりました。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございました。

板倉委員というか紹介議員といたしまして、趣旨説明をしていただきました。説明が終わりましたので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員 志治市義君

どうも説明ありがとうございます。ちょっとこう、自分も勉強不足なので大変申し訳ないんですけども、学校司書の当然こう資格が必要かと思うんですが、その資格というのはどういうものか、教えていただきたいと思います。

○紹介議員 板倉浩幸君

まず、学校司書と図書館司書もあります。ご存知のとおり学校司書は、学校図書館での児童生徒の読書活動や学習を支援する人です。図書館は、また別の意味で公共の図書館ですので、幅広い利用者に情報提供するための図書館の場所です。その中で、学校司書については、学校図書館の運営を担う専門職員です。この専門職員が全ての学校で配置するように努めることが規定されています。学校図書館法によってね。そういうことで専門職員ですので、誰でもできるというわけではありませんので、資格を持った方になります。主な内容としては、資料の整備をしたり、学習活動の支援、また読書案内や広報の活動もそんな

んですけど、そんなような業務の中身になっております。中には司書の資格を持っている教員の方もいらっしゃいます。一番それがベストだと思うんですけども、なかなかそこまで、またそれをやれば働き方改革で、どんどん自分の仕事が増えていくという面もあると思うので、学校司書は学校司書だけでやっていくというのも、今からの時代はありなのかなと思います。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございました。

○委員 志治市義君

ありがとうございます。

資格を必要だということでしたけど、その資格というのは、どういうふうにとったらいいいですかね。自分も本好きなので、と思うんですけど。

ちょっとここでは出てきませんか。

○紹介議員 板倉浩幸君

すみません、どんな資格がいるかということだよ。国家資格なのか、いろいろ。

○委員 志治市義君

どういう資格、どういうふうにとったらいいか、じゃ、また教えてください。

○紹介議員 板倉浩幸君

ちょっとすみません、お分かり次第。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はありませんか。

○委員 武藤くるみ君

お願いします。武藤です。説明ありがとうございました。

先ほども仕事内容をちょっと言われたんですけども、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○紹介議員 板倉浩幸君

司書の仕事内容ですよ、今、特に小学校も中学校もそうなんですけど、教員の方が整理をしたり何かはやってくれているんですけども、そこでどんな本が必要か、必要かというか入替えや何かはね、それを専門にどういう本がいいのかということも見極めながら入替えをしたり何かをしていくのが、主な仕事です。

今、蟹江町の現状は、蟹江町の図書館の職員が寺本館長もそうなんですけど、今は1か月に一遍になっちゃったかな、前は2、3週間に1回ずつ回っていて、何をするかというと、ただの整理です、やっぱり。図書館の人も司書の方もいるかもしれませんが、資格がないとできないというのもあって、整理整頓ということが主にやっているようです。その辺で仕事内容として、教員が授業もしながらいろいろなこともやって、あと学校図書館の整理もし

ていくというと、なかなか大変に仕事ばかり増えちゃうというのもあるので、やっぱり専門の人が職員をつけて巡回に、将来的にはやっぱり1校に対して1人いるのがベストだと思うんですけど、蟹江町もそんなに大きい学校はないので巡回しながらやっていく、スクールサポーターが、最初巡回型が各校に1人置くというのが今回2人になるのかな、そういうこともあるので、教員の仕事を本当減らすというのも目的でもあるのかなと思います。

○委員 武藤くるみ君

ありがとうございます。ちょっとまた、教えていただきたいんですが、巡回と言われますと、例えば1週間に1回とか、そういうちょっと形態を教えていただきたいんですけども。

○紹介議員 板倉浩幸君

当初というか、1校に1人置くと予算の面もあると思うし、そういう専門の人を入れるということになって、巡回型、別してこちらが巡回で週1体制だということじゃなくて、町が例えば小学校が5校、中学校が2校ですので、小学校を2人か3人で巡回しながら回すとか、中学校を1人で2校を2日に一遍とか3日に一遍、その辺は臨機応変に対応してくればいいのかと、ただ、今の現状だとそういう人がいないので、全くゼロ校ということなので、取り入れてもらってやっていただきたいなというところであります。

○委員 武藤くるみ君

ありがとうございました。あともう一件ですけども、本の整理とか、整頓ということも言われましたが、ここの中に不登校児童とか、休み時間に図書室にいて、そういう子たちを見守るということも書いてありましたけれども、その仕事もということでしょうか。

○紹介議員 板倉浩幸君

ちょうど5ページ目に、学校図書館を心の居場所、サードプレイスという機能で、今不登校の児童生徒なんかもらっしやと思います。第3の居場所ということで、保健室登校の子もいると思うんだけど、第3の居場所ということで図書館のそういう活用して、教育として居場所を提供しながら、読書をしてもらいながらということで進めるのも一つの役割ではないのかなというところで、そこへ決して図書館司書が不登校の子とお話をするとか、そういうのじゃなくて、場所をもうちょっと提供してやっていただきたいなと。

○委員 武藤くるみ君

ありがとうございました。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑ありませんか。

○委員 志治市義君

すみません。今2、3名ということが書いてありましたよね、専門職ということなんで、本の選定から、それこそ本の整理整頓から、サードプレイスまでやろうとなると、相当な専

門性がいると思うんですが、今のところで例えばそういう専門性を持たれた方、そういう当てと言いますか、この人は、というそういうのはございますか。

○紹介議員 板倉浩幸君

そこまで言われると、実際に何人ぐらいいて、各校に配置できる実際の専門職を持った職員がそこまで入っていただけるのかというところまで、ちょっと僕そこまで勉強していません、すみません。

○委員 志治市義君

要は何でそれを打診したかという、自分がそういう過去に苦い経験がたくさんあったんだ、特に吹奏楽で。やれこれやろめえと、よし、じゃこれやりましょうと、それで実際にやる段になったら、人はいない、ところはない、金はないということで、全然できないがやと言ったら、そりゃ、もうおめえが考えなきゃあかんだろうと、こういうことがよくあって、やっぱりある程度こういう人がいると、この人使ってもらえ、やってもらえそうだなと思った人が、そういうところにぜひということになってくるので、当てがあるかないかというのを聞きしたわけ。今のところはまだあんまりそこまでは、ということですね、はい、分かりました。ありがとうございました。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑。

○委員 富田さとみ君

先ほどお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。ある程度の趣旨説明ですか、そういった内容についても勉強させていただいたわけですがけれども、先ほど板倉議員のほうから、令和8年度の最初の文をちょっと消してほしいというお話もございましたけれども、令和8年度にやりたいのはどの辺ぐらいのことなのか、全校に全部全て置きたいのか、それとも徐々にでもいいから進めてもらいたいな、こうやって4つの回答が戻ってきたけれども、これはやっているうちには入らないから、少しでも進むために1人でも2人でも配置すべきじゃないかということ言われているのか、どうなんでしょうか。

○紹介議員 板倉浩幸君

当初、令和8年度の予算にせっきゃく900万円入っているんだから、それを使って配置してくださいということを考えていたんですけど、令和8年度の予算もう既に計上されて出ていますので、すぐにとは言わないんですけど、この最初の読書活動推進計画でも、決して配置について7校からゼロになったわけじゃなくて、増員ということで、また新しい計画ができていますので、令和8年度の予算に限らず、取り入れていってほしいなというところであります。あと複数名、ちょうど2ページにもあるように、学校司書を町内の小中学校に配置する体制を整備し、特に小学校を重点に置いて、週1終日の巡回が確保できるよう、複数名2、3名の巡回でもいいので、やっぱり多分ね、もっと大きい学校だと常置というのが本当に必

要だと思うんですけど、蟹江町の規模のクラスだと巡回でもいいのかなと。それが軌道に乗れば常置ということも考えてもいいと思うんですけども、まず巡回型の配置をしていただきたいなというところも、請願の中にも入っていますので、ぜひお願いします。

○委員 富田さとみ君

ありがとうございました。では、先ほどの居場所という形だと、遠い将来というか、将来的にはそういうふうになればいいというお話でしょうか。

○紹介議員 板倉浩幸君

まずは、いきなり7校全てに置きちゃうというのは、先ほどのね、人が本当におるのかという面も含めて、あると思うので、取りあえず巡回にして、本当にスクールサポーターと一緒にですね、最初あれも巡回型になってたやつを、もう常に1人体制をつなぎながらやっていくということと同じような考えで、できればいいのかなと。取りあえずは、まずは配置をしてくださいという、巡回でもいいので、その要望であります。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

○委員 水野智見君

冒頭というか先ほどですね、請願者の井上さんのほうから、学校司書の関係のことで文科省の捉えていることも含めて、いろいろお話をお聞きしたんですけど、この請願のことは議運のほうで出たときに、最初どういう形でやるのかなということも含めて、委員会のほうで審議されて、この今回の民生教育常任委員会のほうで審議するということになって、そういう関係もあったもんですから、自分なりに文科省のホームページとかなどを見て、全部理解したわけじゃないんですけど、こういう形で文科省のほうは捉えて各自治体のほうに対応しているんだなということも、改めて分かって、今回井上さんのほうから聞いたもんですから、余計それがまた詳しく分かった部分もあるんですけど、そういった中で、ちょっと気になって、本当は先ほど志治委員とか、武藤委員が話される中で、ご自分の関係なことで、もう一度言ってもらえるといいかなと思ったんですけど、私が委員に質問するのも何かかなと思うんですけども、私は、本当は志治委員が教師時代にこういう図書館の関係のこととか、あと武藤委員は、つい1年前まで現職にみえたものだから、その中でこういう学校司書の関係のこととか云々が現場のほうで議論はされていたのか、どういう風に関係してみえたのかというのが、本当はお聞きしたかったんですけど、僕が聞いてもいいんですかね。ちょっとそれが聞きたかった。

○紹介議員 板倉浩幸君

僕も本当、もう直接、ちょっとあんまり時間がなかったので、志治委員と武藤委員とはお話がこの件についてできなかった面があるんですけど、本当に学校司書について、教員とし

てどう思っているのかなというのは、僕も興味があるというか、この請願をもらったときに2人の元教員がいる中で、それはちょっと聞いてみたいなと思いました。

○委員 水野智見君

今のちょっと付け足しじゃないですけど、というのは、私もホームページで見て、国のほうはそういう指導で随分前から対応しているみたいなんだけど、その辺の詳しいことを先ほど井上さんから聞いたからより詳しく分かったんだけど、町のほうが井上さんのほうに回答したメールの中には、体育館の空調だけのことは書いてあるんだけど、蟹江町はもう議会で教室の空調設備とかいろんなことを議論されていて、もう国のほうが国の予算で対応するという前に、全小中学校の教室に空調設備を入れたりとか、そういう形で交付金の扱い方がいろいろ自治体ごとによって、それぞれの地域の特性というか、蟹江の場合は特に住民とか議員さんの声の大きい町は、私もここで議員やって14年になるんですけど、つくづく思いました。声の大きいとか何かのことがあった場合は、そちらのほうに傾いていく、できないような言い方の答弁がありながらも、知らぬうちに進んでいるというのが多々あります。ということは、それ別にそれを批判するわけじゃないんだけど、そういうことがあって、どうしても井上さんの言われた気持ちはよく分かるんだけど、どうしても優先順位が遅れていくというのはあったというのは事実で、その兼岩課長の説明が不足しているなというのは、若干あるんですけども、トイレの洋式化もそうですけど、そういうことがあったりしてなっているなということもあったもんですから、ちょっとその辺のことも付け足す中で、先ほどの話の続きじゃないんですけど、現場の中で、もう結構随分前からその学校司書のことについては議論されてたみたいだから、一般の教師の方も、何らかの形で耳に入れたり、職員会議等でも議論されてたんじゃないのかなということがあるもんだから、ちょっと先ほどのことで話をしていただけるのかなと思ったけど、していただけなかったもんだから、私が聞くのは変かなと思うんだけど、できればお答えできる範囲内でお二人には教えていただきたいなというふうに思います、すみません、そういうことも含めてです。

○委員長 山岸美登利君

逆に委員さんにということですか。発言にまた補足ということであれば、もうよろしいですか。

○委員 志治市義君

紹介議員の質疑の時間ということなんで、それしかできないというふうに思っていました。

○委員長 山岸美登利君

そうです。ということでまた。

○紹介議員 板倉浩幸君

教員によって様々な考え方があるだろうと思うし、ちょっと僕も志治委員と武藤委員も蟹

江町にずっと勤務していたら司書のない学校にずっといたことになるし、そうすると全く司書の存在って分からないと思うんですね。よその学校に行ったら司書が、名古屋市なんかは司書を置いている学校も多くて、そこへ勤務しておれば司書の内容も分かっていて、教員のほうから率先して司書も置かないかんでしょというとも考えられると思うんですけど、その辺はそれぞれ教員によって違うと思うので、また校長の考え方もあると思うので、改めて僕もいろいろ教育とその話による格差で、学校によってもやっぱり様々な考え方があって、進める先生もいて、ちょっと一歩引いた先生もいて、校長先生だってね、そういうのは聞きました。

○委員 富田さとみ君

先ほど司書を置いている学校の比率のこと、パーセンテージをおっしゃっていましたが、愛知県が53%とおっしゃいましたが、この周辺の市町村の状況というか、またどういう形で置いているのか、また置いているところは例えば何人体制でやっているとか巡回型だとか、そういったことを教えていただけますか。

○紹介議員 板倉浩幸君

あまり詳しい情報は持っていないんですけど、近隣市町村、特に町もよく言う近隣の市町村の動向って言うんですけど、近隣の市町村であんまり司書を置いている自治体はありません、まだ近隣ではね。飛島も多分まだ進んでいないのかな。ちょっとそこまで調べたほうがよかったと思うんですけど。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑。

○委員 飯田雅広君

D Xとかデジタルという言葉が出てきているんですけども、例えば4ページのところとかでも、情報リテラシーの支援の役割もと書いてあるんですけども、その学校司書とこのデジタルは資格としてはつながらないと思うんですけども、学校司書を入れることによって、どうデジタルが進むんでしょうか。

○紹介議員 板倉浩幸君

学校司書の件で、教育D Xが進むという関連性はちょっと把握、僕もしてないんですけど、蟹江町も学校教育のD Xを進める、教育D Xまたインクルーシブ教育の推進、挙げてますけれども、要は多様性を含めて、いろんな子も同じ権利を持って、よりよい質の教育を受けさせるというのが、本来の教育でインクルーシブ教育だし、デジタルも活用しながら、ある意味デジタルも活用して、図書のデジタル化も進めたらいいかなと思うし、司書との関連性はちょっとそこまで、司書を置いて教育D Xが進むのかというのが、ちょっと僕もそこまでは承知してません。

○委員 飯田雅広君

個人的には、学校司書を置くということに関してはいいことだと思うんですけど、やはりこの請願書に関してどうかと言われると、そのところの関連性が、やはりなかなかちょっと分からないなというのがありますので、予算のことも載っているんですけど、もうちょっと分けて作っていただいたほうが本当はよかったなと、個人的には思っているんです。その優先順位がやっぱりあると思うので、志治議員おっしゃらなかったですけども、理科の先生として理科室にエアコンをつけてほしいという思いがあるのかなとか、そういうのも多分思っていらっしゃると思うんですよね。なので、その優先順位はやっぱりあると思いますので、なかなかその辺しっかり教育課が説明していただければよかったかもしれないんですけども、正直お気持ちはよく分かるんですけども、なかなかどうですかね、先立つものがあれば。

○紹介議員 板倉浩幸君

僕もその件に関しては、教育のほうと話をしたんですけど、空調設備を第一として考えていく、それ本当に分かった上で、じゃあそれまで学校司書の配置が、完全に終わるまで全然考えないのかということ、そんなことではないと。空調設備については、また小学校来年度工事にかかって、令和9年度にその蟹江町の体育館やって、まだ特別教室が進んでないんですよ。普通教室はもう100%終わって、その特別教室をやっていかないといけないので、それを言っていると、もう空調設備を第一優先とすると、ずっとできないと。だからそんなことではないということは言っていました。ちょうど、このメールの回答でも、空調設備を第一優先としたっていうのは、はっきりちょっとメールの書き方がまずかった。それを優先課題としちゃったというように捉えられても仕方がないと思うんだけど、そういうことではないんですということは言っていました。ただ、空調はね、本当億がかかるので分からんでもないなと。そうすると教育課が空調設備が完全に終わらな何もできないがやということになっちゃうんじゃないのって言ったら、いやそんなこと言っていたら本当に何もできないので、空調もやりながら、また次のときに令和9年度か10年度かの間にも考えられるようにしてほしいなということは言いながら、そういう回答もね、教育課からもらいました。

○委員長 山岸美登利君

よろしいですか。

○委員 水野智見君

ちょっと板倉議員も言われたんだけど、私も教育課のほうで、教育委員会がどういう対応しているかということも、個人的には聞いたんですけど、全くしてないわけでもなく、板倉議員の答弁からもあったんだけど、図書館のほうの司書の人にちょっと手伝ってもらったりとか、云々している部分もあったりとか、そこで今の教育委員会のほうとしては、事は足りているような説明を私は受けました。ただ現場の先生に聞いたわけじゃないもんだから、ちょっと先ほどのように、ちょっと不手際な発言しちゃって申し訳なかったんですけども、

そういうことで、あと教育委員の方の中にはちょっと個人的に聞いたんですけど、そういう優先順位をひっくり返すような強い要望のようなことではなく、今の状態で、事は足りているような言い方、足りているような形で、協議とか何かあったときは進んでいるというような言い方だったんですけど、あえて板倉議員にもお聞きするんですけど、今後そういう形で教育委員会からも聞いたって言うてみえるのだけど、私はこの説明が、先ほども言いましたけど、体育館の空調だけじゃなくて、ほかの予算等にも今まで過去にああやって対応してきているもんだから、どうしてもなっている部分はあるけど、先ほど言ったみたいに、教室、特別教室もそうですけど、本当は特別教室もつけるっていうのは、結構前から考えていたみたいですけど、やっぱり体育館のほうを優先するっていうことに急遽方向転換されて、体育館のほうになってきたということがあるもんだから、予算的にかなり厳しい部分もあるもんだから、やれる範囲内でやっていくということがあるもんだから、それでいいのかなとは思いますが、先ほど飯田議員から言われましたように、この請願書に関してはその学校司書のことについて推進していったら、優先順位のことがあるかもしれないけど、推進のことについての請願ということだけであれば、どうなのかなと思うんだけど、空調設備のことを含めたりとか、先ほどDXのことも飯田君が言われたんだけど、その辺のことが書いてあったり、金額のことが書いてあると、ちょっと今回の請願はどうなのかなというのは個人的に思ったんですけど、板倉議員はそれを含めたところで、紹介議員になられたのであって、何か意見ありませんか、今までのことを含めて総括的に。

○紹介議員 板倉浩幸君

請願自体ね、誰でも出せる権利ということで、ちょっと疑問点があったり何かして、町に対しても国に対してもできるという一つの意見を出せる場ですので、そこでもって、僕も話聞いて、はっきりね、僕も学校司書という名前は聞いたことあるんだけど、そこまで理解していませんでした。井上さんから持ってきて、いろいろ調べたり勉強して、そういうものなんだという学習させてもらいました。1つの面で、紹介議員になると、やっぱりそこまで、どんな質問するか分からないし、ある程度答えられる範囲では答えるということにしたいなと思って、勉強させてもらったんですけど、ひとつ水野委員言うように、ただ今回何もないというか、もう既に国からも1,000万円近く入っているということが分かったの、じゃそれで入っているのに、一般会計の中へ入れちゃって使っていないということになっているよね、ということが分かったの、ぜひそれ活用して司書を置くべきじゃないのかなと、ということ強く思いました。地方交付税の仕組みを勉強すると、本当に「加算、加算、加算」でこれが何に使われているかというのが分からない状況があります。

空調設備の電気やガスもそうなんですけど、あれの補助も入っているんですよ、地方交付税の中に。今回1時間当たり12月議会か、2,400円1時間当たり取るんですけど、その辺も含めて算出したようには見えなかったけど、そういう目に見えない交付税措置がいろんな措

置で、実際に先ほど町長にも、じゃあ70%を地方交付税として還元されるというけど、このお金ですというのが分かるっていったら分からないって、だから実際に入ってきているのかというのはね、定かじゃないけど入ってきているもんだと思うとるっていう言い方でしたけど、ちょっとそういうのがあって、いろいろあるんだけど、一応はちゃんと地方交付税、国からはその分は1,000万円近くはちゃんと交付税措置していますということが分かったので、その辺は十分活用してほしいなと思ったところであります。

○委員 水野智見君

ちょっと1件、言い忘れていたんですけど、実はこの2月25日に文科省のほうでこの学校図書館のことにに関して、ちょっと中身までは把握してないんですけど、そういう協議がされて、まとめて令和8年度に公表されるということも言われていますので、今後どういう形で各自治体のほうがこの学校司書に関して対応していくべきだということが、案が出ると思いますので、それを見ながらまた教育委員会のほうも対応してもらえと思うんですけど、そういうことではだめですかね、板倉委員どう思いますか、その辺のこと。

○紹介議員 板倉浩幸君

ちょっとそれは、今後というより決して蟹江町自体も司書を置かないって決めたわけじゃないので、一刻も早く巡回型をまずスタートさせていただくのがベストじゃないかなと、私は思っています。

○委員 水野智見君

じゃ、いいです。

○委員 富田さとみ君

すみません、今の巡回型のことですけれども、一応町としては代替案として、町の図書館の職員を巡回させているという話も先ほどから出ておりますし、また、町の答えとして交付税の使途を自治体の裁量に任せ、委ねられているということがここに書かれていますし、そういうふうに答えられたんだと思います。ですから、今後またそういった形で、またそれに当てられるようにしていけたらいいなとは思いますが、やはり先ほど水野議員もおっしゃいましたけれども、体育館ですとかそういったちょっとカテゴリーの違うような形のものが入ってきているということには、少し疑問も感じたし、先ほどのお話も伺った上で、やっぱりそのように感じます。お願いします。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

板倉議員もよろしかったでしょうか。

○紹介議員 板倉浩幸君

いろいろ意見聞かせていただきました。どんなものでも、本当優先順位あると思います。それで優先順位が下のほうだ、おかしいだろうって、何でもっと考えないのかっていうのが、

僕らの理事者に対しての要求だと思います。そういう意味で全体、民生教育常任委員会の委員として、やっぱり学校司書をもっと前面に早く取り入れるように要求しますっていうぐらいいは言ってもいいんじゃないのかなというところは思いますので、ぜひ賛同していただきたいと思います。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

よろしいでしょうか。板倉議員もよろしいでしょうか。

では、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論に入ります前に、傍聴者の方は恐れ入りますが、ご退席をくださいますようお願いをいたします。

(傍聴者、退席)

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございました。

では、これより討論に入ります。

先に請願に反対者の発言を許します。

○委員 志治市義君

失礼します。先ほどの板倉議員の学校で、あるいは水野議員が学校で一体その司書あるいは図書館というのはどうなっていたのかというご質問がありましたので、討論ですから、今それを答えさせていただきたいんですけども、小学校は武藤議員にお願いします。

中学校のほうは、毎日ではありません。週に3日ぐらいかな、大体平均すると。そこで開館、昼放課の10分です。あとは司書といっても、そこで貸出し・返却するんですが、今、蟹江町は全ての書籍にバーコードがついていまして、このバーコードをピッと読めば、誰が借りた、いつまでに返す、今返ってきたよということが全部コンピューターに入ります。ということで、今までのようにわざわざ書いて、カードを入れてなんていうことはありません。ということで、それは生徒だけでもできることで、生徒には図書委員会というのがありまして、図書委員がそれをやっております。あと、その開いた時間に図書委員も1人や2人ではないので、それをやる人、掃除をする人、整頓をする人、そういうことから考えますと、司書をボランティアで来ていただくのはとてもよろしいかと思うんですけど、わざわざお金を出してとなると、それだけの仕事があるかなと、ほとんどないと言ったほうがいいかもしれません。先ほど板倉議員がおっしゃったように、心の居場所としての仕事は出てくるやもしれませんが、しかし、それにしたって、広範な専門性があるわけですから、私どもも

ちょっとそういう仕事というのは本当できるかなと思っちゃうぐらいです。

もう一つは、学校には司書教諭というのが大抵います。この司書教諭がもうそれぐらいのことは全部やってしまいますので、本当にこう5分、10分の話ですから、さっとやれますので、その教員の働き方改革の一環でなんて言われると、ちょっとそれは自分もご存じのように、めっちゃめっちゃ本好きですので、とにかく本がないと私は生きられませんので、これは司書があると嬉しいなと思うんですけども、そこまでのコスパがあるかどうか、というところが一番私にとっては疑問であります。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございます。

他に討論はありますか。

○委員 武藤くるみ君

重複することもありますけれども、ちょっと自分でまとめてきたものを言わせていただきます。やはり本の貸出し・返却においては、現在バーコードリーダーが全ての本についていて、電子化されているということ、これは多分蟹江町が施策として取り組んだことだと思うんですけども、なので以前の手作業のときよりも、簡単で楽にできるようになりました。また、授業で本を使う場合や長い休みに入る前の本の貸出しは、必ず担任が付き添っております。また、志治議員も言われましたように、司書教諭が必ず配属されていますので、本を整理したり廃棄したりということは、電子化されてからは教員の働き方は、かなり軽減されたのではないかと思います。また、不登校対応や休み時間に図書室にいていただくことは、児童・生徒に関わっていただいたり、専門に知識がある方から子供たちにアドバイスをしていただいたりすることは、とてもありがたく有益なことだとは思われます。

しかし、図書室内で何かが起こったときなど、責任問題になり得る事案が発生した場合は、ご迷惑をおかけすることにはならないかなと危惧はします。常時やっぱり教員免許を持っている者がついていればいいと思いますが、それはやっぱり迷惑のもとになってしまうので、そこがちょっと心配だなと思います。ということで、メリット・デメリット、いろいろ考慮させていただいた上で、結論を出させていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございます。

○委員 志治市義君

すみません、ちょっとさっきの補足です。水野議員が先ほどおっしゃったことなので、ちょっと、しゃべらせてもらおうんですけど、何度も言うように司書は、私個人としては置いてもらいたい、お金があつてそういう人がいたら、ぜひ置いてほしいなと僕は思っています。

ところがですね、その例えば、今、特別教室にクーラーがないという話が出ました。夏の理科の実験、物を燃やすんですけど、ガスバーナーをつけます。夏ですから、くそ暑いんです。窓を開けます。風が吹いてくると、ガスバーナーの火が飛びます。隣のガスバーナーは火がついています。一気に爆発事故につながってまいります。なので、怖くて窓を開けることができません。かくして、生徒は自分もそうですけど、炎天下、炎熱の中で実験をやり、成果をまとめ、という授業を毎回行っております。もうそっちのほうにお金を使って、司書をぜひとは思いますが、それ以上に私は理科室にクーラーをつけてもらうほうが、優先順位はどう考えても先です。それと同じように、体育館もそっちのほうは僕は大きいんじゃないかと防災ですから、それも含めて、特に蟹江中の体育館は風通しが悪いというよりもないので、本当にこう毎回暑いと倒れる生徒が出てまいります。そっちのほうにつけるのが優先で、しかも防災上もそっちのほうは優先順位は高いということで、先にそっちにお金を使ってほしいというのがたくさんあるので、それができたら、ぜひつけてもらいたいと僕は要望したいと思います。

以上です。

○委員 武藤くるみ君

それと同じようなことで。

○紹介委員 板倉浩幸君

ちょっと待って。反対討論なの。

○委員 志治市義君

反対です。

○紹介委員 板倉浩幸君

やり取りしちゃってるけど。

○議長 伊藤俊一君

もっとわかりやすいように……

○委員長 山岸美登利君

プラス補足ですか。よろしいですか、板倉委員、補足、補足だめだったら。

○紹介委員 板倉浩幸君

大丈夫ですよ。大丈夫だけど反対討論ですよ。

○委員 武藤くるみ君

すみません、やはりその司書を置くというのも重要だと思いますが、今、不登校の子たちとか、学校に来たがらない子も増えているので、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーのほうに、もしできればそっちのほう優先に援助をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

武藤議員よろしいですか。いいところもあるし、お二人悪いところも、反対ということでよろしいですか。

では、賛成者の発言はございますでしょうか。

発言をお許しいたします。

(発言する者なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結させていただきます。

これより本請願を採決いたします。

請願第1号「学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書」は採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。これは賛成の方です。

(挙手する者なし)

挙手なしであります。

したがって、請願第1号は不採択することに決定をいたしました。

以上で、本委員会への付託されました案件は全て終了をいたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任を願います。

これで民生教育常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。委員の皆様方は、引き続き所管事務調査の打合せを行いますのでよろしくお願いをいたします。お疲れさまです。

(午後3時16分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会民生教育常任委員長 山 岸 美登利